

第8節 欧州

1 全般

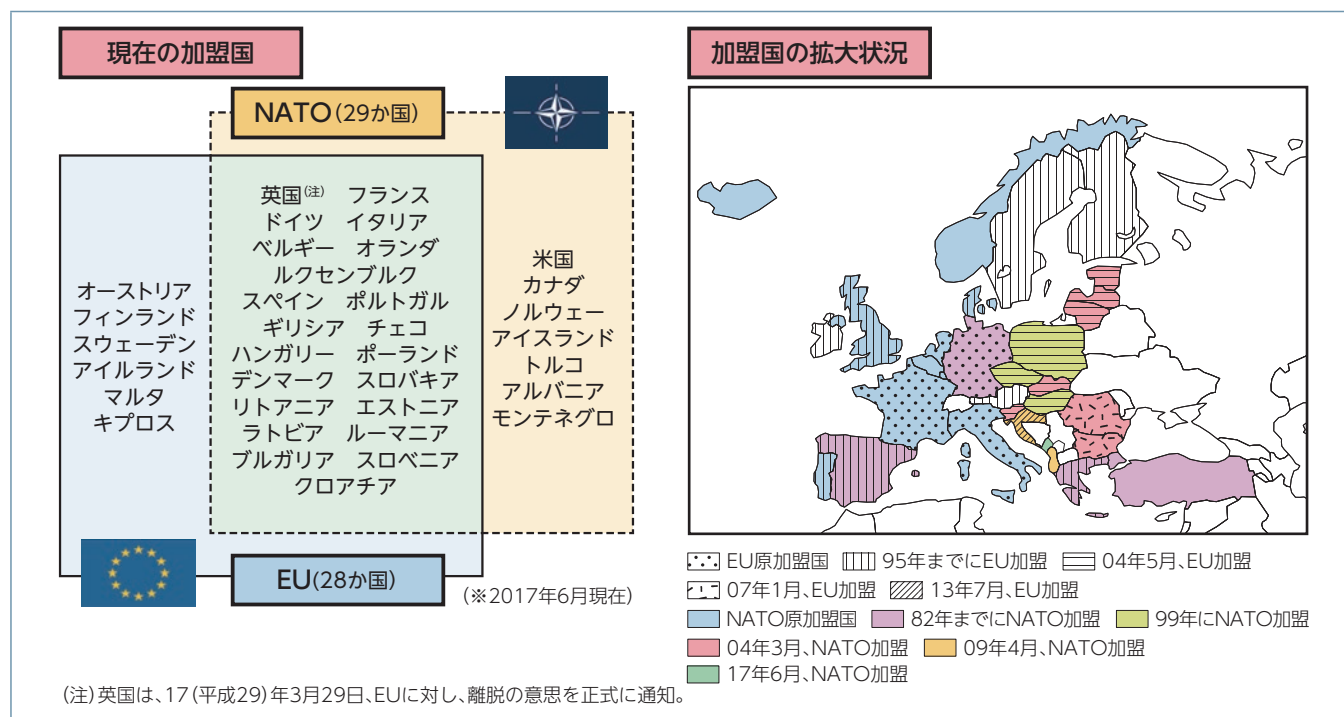
冷戦終結以降、欧州の多くの国では、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった多様な安全保障課題に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されてきた。しかし、14（平成26）年2月以降のウクライナ情勢の緊迫化を受け、ロシアによる力を背景とした現状変更や、いわゆる「ハイブリッド戦」に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。また、国際テロリズムに関しては、15（同27）年11月のパリ同時多発テロや16（同28）年3月のブリュッセルにおける連続爆破テロなど、各国国内におけるテロとみられる事案の発生を受け、その対応が急務となっている¹。こうした状況のもと、厳しい財政状況により国防費や兵力を縮小する傾向は、最近になって変化が生じている。NATO加盟国は14（同26）年、国防支出を24（同36）年までに対GDP比2%以上の額とすることで合意した。17（同29）年5月のNATO首脳会合において、トラ

ンプ米大統領は対GDP比2%以上の国防支出を、未達成国に強く要求した²。また、10（同22）年から12（同24）年にかけて、アラブ世界で広がった民主化運動「アラブの春」以降、弾圧や迫害を逃れて自国を脱出する人の数が急増していることを背景に、中東地域などからの難民が増えている。特に15（同27）年以降はシリア内戦の長期化に伴い、欧州に流入する難民・移民の数が急増したが、最近は落ち着き始めている。しかし、依然として国境の安全確保が課題となっており、こうした課題・状況に対処するため、欧州では、北大西洋条約機構（NATO）や欧州連合（EU）といった多国間の枠組みをさらに強化・拡大³しつつ、欧州域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間⁴・多国間⁵での防衛・安全保障協力強化を進めている。

Q 参照 図表 I -2-8-1 (NATO・EU加盟国の拡大状況)

- 1 16（平成28）年7月にはフランスのニースでISILに感化された人物が運転するトラックが民衆に突入する事案、同年12月にはドイツのベルリンでトラックがクリスマスマーケットに突入する事案、17（同29）年3月にはイギリスのロンドンで車両が歩行者の列に突入するなどの事案、同年5月には同国中部のマンチェスターで自爆テロが発生した。各国は警備体制の見直しや入国管理の強化などの対策を行っている。3章1節参照
- 2 NATO加盟国は14（平成26）年、国防支出を24（同36）年までに対GDP比2%以上の額とすることで合意したが、16（同28）年は加盟国28か国中5か国（米国、英国、ギリシャ、エストニア、ポーランド）しかこの基準を満たしておらず、現在、NATO加盟国全体の国防費総計の約7割を米国が占めている。17（同29）年2月のNATO国防相会合の際のNATO事務総長とマティス国防長官の共同会見にて、NATO事務総長が、「米国は加盟国がより多くの国防費を支出し、より公平な負担分担する必要性について明確にした」と述べ、マティス米国防長官は「世界最高の防衛に対する全ての受益国が、自由を守るために必要な相応のコストを共有することは公平な要求であり、完全に適切である」旨の見解を示した。
- 3 NATOは、欧州・大西洋地域全体の安定を目的として、中・東欧地域への拡大を継続しており、15（平成27）年12月にNATOの外相会合はモンテネグロに加盟招請を行い、17（同29）年6月にモンテネグロがNATOに加盟した。NATOの加盟国拡大は09（同21）年のアルバニアとクロアチア以来となる。現在、マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナの2か国が、将来的に加盟国となる準備を支援するプログラムである「加盟のための行動計画」（MAP：Membership Action Plan）への参加（ボスニア・ヘルツェゴビナは条件付で）を認められている。ウクライナ、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン及びモルドバの6か国については、NATOとの政治的な協力関係を深めようとする国に対し提供されるプログラムである「個別のパートナーシップ行動計画」（IPAP：Individual Partnership Action Plan）などの枠組みにおいて、欧州・大西洋地域への統合の取組を支援しており、MAPへの参加は現在のところ未定である。
- 4 例えば、英国とフランスは10（平成22）年11月の首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用などに関する条約に署名した。また、14（同26）年1月に開かれた英仏首脳会談では、「安全保障・防衛に関する宣言文書」が採択され、対艦ミサイルの共同開発や無人攻撃機の共同研究、16（同28）年までに共同統合派遣部隊の運用開始を目指すことなどで合意し、12（同24）年から16（同28）年にかけて共同訓練を数回実施した。
- 5 例えば、10（平成22）年9月に、フランス、ドイツ、オランダ及びベルギーの欧州4か国が、C-130やA-310といった各国の輸送機及び空中給油機約150機を共同で運用する欧州航空輸送司令部（EATC：European Air Transport Command）を創設した。12（同24）年にはルクセンブルク、14（同26）年7月にはスペイン、12月にはイタリアが新たに参加している。

図表 I -2-8-1 NATO・EU加盟国の拡大状況



2 多国間の安全保障の枠組みの強化

1 NATO・EUの安全保障・防衛政策

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させた。

10(平成22)年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりとなる新しい戦略概念⁶が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向けた、以後10年間の指針が提示された。同文書においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定化、サイバー攻撃などを主な脅威として挙げるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障の3つをNATOの中核的任務と規定している。

ウクライナをめぐる、ロシアによる「ハイブリッド戦」の展開や、ロシア軍機によるバルト諸国を含む欧州正面の活発な「特異飛行」などを受け、NATO及び加盟国は、ロシアの脅威を再認識し、14(同26)年4月、ロシアとの実務協力を停止したほか、バルト3国がNATOに加盟した04(同16)年から行ってきたバルト上空監視ミッションの規模を拡大⁷するなどの対応をとった。また、14(同26)年9月にウェールズで開催されたNATO首脳会合では、ロシアに対しクリミア「併合」を撤回するよう要求する共同宣言や、既存の即応部隊の強化を行う即応性行動計画(RAP)も採択した⁸。本計画は、ロシアの影響や、中東・北アフリカから発生する脅威に対応するために示された。本計画に基づき、東部の同盟国におけるプレゼンスを継続するとともに、既存の多国籍部隊であるNATO即応部隊(NRF)の即応力を著しく強化し、2~3日以内に出動が可能な高度即

6 戦略概念(Strategic Concept)は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、7回目(1949、1952、1957、1968、1991、1999及び2010年)の策定となる。

7 04(平成16)年以降、ローテーションで領空警備を実施しており、1か国・4機態勢で実施されていたが、ウクライナ危機以降増強され、4か国・16機態勢に移行し、15(同27)年9月からは2か国・8機態勢に規模が縮小された。なお、NATOによる領空警備は、バルト3国のほか、スロベニア、アイスランド、アルバニアでも実施されており、16(同28)年にはブルガリアでも実施された。

8 RAPは、兵力連結構想(CFI: Connected Forces Initiative)の具体的な取組として承認されたものである。CFIとは、加盟国が共同で演習・訓練を実施できる枠組みを提供することや、加盟国間やパートナー国との共同訓練の強化、相互運用能力の向上、先進技術の利用などを図るものである。

応統合任務部隊 (VJTF) が創設された⁹。さらに、16 (同28) 年7月にワルシャワで開催された NATO 首脳会合で採択された宣言においては、特に、ロシアの攻撃的な行動や ISIL によるテロが脅威とされた。同会合では、バルト3国及びポーランドに4個大隊をローテーション展開することが決定された。具体的には、同年10月の国防相会合において、大隊を主導する米・英・独・カナダを含む20以上の国が参加する多国籍部隊とされ、17 (同29) 年1月より順次展開している。ロシアに対する認識についてはロシアと各国との地理的な距離の違いなどを背景に加盟国において温度差がみられ、ロシアの影響に対応する措置をとる一方で、ロシアとの対話の機会は維持している¹⁰。

地中海においては、地中海経由の不法移民の増加などを背景として、16 (同28) 年2月より、エーゲ海に常設艦隊¹¹を展開し、不法移民などの流入動向を監視して、トルコやギリシャなどに情報提供を行っている。また、同年11月には、01 (同13) 年より行われてきた集団防衛に基づく「アクティブ・エンデバー作戦 (Operation Active Endeavor)」を、危機管理任務である「シー・

ガーディアン作戦 (Operation Sea Guardian) 』に移行させ、テロ対策や能力構築支援などの広範な任務を実施している。さらに、17 (同29) 年2月の国防相会合では、中東・北アフリカ地域に関する情報収集及び活動調整の拠点をナポリに設置することを決定した。

EUは、共通外交・安全保障政策 (CFSP) 及び共通安全保障・防衛政策 (CSDP)¹²のもと、安全保障分野における取組を強化しており、16 (同28) 年6月の欧州理事会で、約10年ぶりとなるEUの外交・安全保障政策の基本的方向性を示す文書「外交・安全保障政策に関するグローバル戦略」を採択した。同文書では、欧州東部の秩序に対する脅威や、中東・アフリカにおけるテロなどの脅威に対して、法の支配に基づく秩序や民主主義といった理念に基づき、EU内外の抗堪性の強化などに取り組むとしている。同年11月には、本戦略の履行に関する決定がなされ、EU域外の紛争や危機への対処、パートナー国の能力構築、テロなどの危機からのEU市民の保護を優先事項に掲げ、必要な能力の優先順位付けや加盟国間の関係深化などが必要とした。また、同月、欧州委員会は「欧州防衛基金」の創設をはじめとする欧州防衛協力強化のための行動計画を発表した。

ウクライナ危機を受け、EUはロシアの軍事的対応を非難し、ロシアに対する経済制裁を行っている¹³。さらに、ウクライナの経済・政治改革を支援するため、大規模な資金援助を行うなど、非軍事面における関与を継続している。

ISILの脅威に対しては、シリア及びイラクに人道支援のための資金供与を行っているほか、中東・北アフリカ諸国などと協力し、テロ対策の能

9 NRFは4万人規模であり、VJTFはその内の計約2万人(地上部隊5,000人を含む)から成る多国籍部隊である。

10 例えば、フランスは15(平成27)年11月の同時多発テロ後、ロシアのプーチン大統領と会談し、仏露両国軍間で情報交換などに合意した。また、英国は戦略文書SDSR2015の中でウクライナ問題はルールに基づく国際秩序を大きく変容させるものとする一方で、ロシアとはISIL問題を筆頭に協力の道を探る旨記載している。ドイツも、16(同28)年7月に発表した国防白書において、ロシアに対しては抑止と対話の双方が必要としている。さらに、16(同28)年4月、NATOは対話枠組みである「NATO・ロシア理事会」を約2年ぶりにブリュッセルで開催し、続いて同年7月、12月、17(同29)年3月にも開催した(いずれも大使級)。同年12月の理事会では、17(同29)年初旬にロシアの専門家とともにバルト海の空域の安全を向上させるための会合を開くことで合意した。同年3月、ロシアを含むバルト海沿岸国のほか、NATO、欧州航空安全庁(ESA)などの代表がヘルシンキに集い、同会合が開催され、今後も協議することとされた。

11 常設艦隊については、3章3節参照

12 EUは、1993(平成5)年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策(CFSP)を導入した。また、1999(同11)年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP: European Security and Defence Policy)をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。09(同21)年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策(CSDP)と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。

13 資産凍結・渡航禁止のほか、資本規制や装備品・デュアルユース品の禁輸などの措置を行っており、16(平成28)年12月には制裁を17(同29)年7月まで延長することを決定した。

力構築支援などを行うこととしている。また、15 (同27) 年11月、パリ同時多発テロを受けたフランスの要請に基づき、EUとして初めて、相互防衛義務を定めた、いわゆる「相互援助条項」¹⁴を発動し、加盟国による支援表明がなされた¹⁵。

地中海を経由して欧州に流入する難民・移民の増加を受けて、EUは15 (同27) 年5月、地中海EU海軍部隊 (EUNAVFOR Med) European Union Naval Force-Mediterranean による「ソフィア作戦 (Operation Sophia)」を開始した。密航及び人身売買ネットワークの監視などに焦点をあてた第1段階は同年10月に終了し、密航や人身売買に使用された疑いのある船舶について、公海上で捜索、押収などを行う第2段階に移行している。さらに、16 (同28) 年6月の外相会合では、リビア海軍沿岸警備隊の訓練及び公海における国連の武器禁輸措置の実施支援の2つを同作戦の任務に追加することに合意した。また、同年10月には「欧州国境沿岸警備隊」が発足し、独自の装備を備えた少なくとも1,500人の人員が常に緊急展開できるように配備されるなど、流入する難民・移民の取り締まりが強化されている。

なお、16 (同28) 年6月には、英国でEU離脱の是非を問う国民投票が行われ、離脱派が勝利し、17 (同29) 年3月に、EUに対し、離脱の意思を正式に通知した。今後、他の国でもEU離脱への機運が高まる可能性が指摘されており、EUの求心力低下を含め今後の動向が注目される。

NATO・EU間の協力に関しても進展がみられる。16 (同28) 年7月のNATO首脳会合に際し、NATOとEUが優先的に協力して取り組むべき分野を挙げた共同宣言が発表され、同年12月にはNATO及びEUの理事会にて、同宣言を実行に移すための42の提言が採択された。この中で、情報共有や抗堪性の強化によるハイブリッド戦の脅威への対処、地中海などでの海洋監視や移民対策での作戦における協力拡大などが掲げられてい

る。この提言を踏まえ、地中海においては、NATOの「シー・ガーディアン作戦」とEUの「ソフィア作戦」が、相互に協力しつつ行われている。

2 NATO・EUの域外における活動

NATOは、03 (同15) 年8月から、アフガニスタンにおける国際治安支援部隊 (ISAF) International Security Assistance Force を主導していたが、14 (同26) 年12月に任務を終了した。これに代わり、15 (同27) 年1月から、NATOはアフガニスタン治安部隊 (ANDSF) Afghan National Defense and Security Forces に対する訓練や助言及び支援を主任務とする「確固たる支援任務」(RSM) Resolute Support Mission を主導し、引き続き要員約1万3,000人をアフガニスタン内に展開している。16 (同28) 年7月のNATO首脳会合では、17 (同29) 年もRSMを継続すること、及び20 (同32) 年までのアフガニスタン国軍に対する資金供与を含む支援を継続することを決定した。NATOはアフガニスタン以外にも、コソボやソマリアなどで任務を実施している¹⁶。08 (同20) 年10月以降、常設海上部隊の艦船をアデン湾・インド洋に派遣し、海賊対処活動である「オーシャン・シールド作戦」を行っていたが、16 (同28) 年12月に活動を終了した。

ISILに対しては、介入よりも予防を重視する立場をとっている。14 (同26) 年9月のウェールズ首脳宣言においては、ISILの暴力行為について強く非難するとともに、仮にISILによる加盟国への攻撃があった場合、集団防衛の対象になることを確認している。さらに、16 (同28) 年7月のワルシャワ首脳宣言においては、早期警戒管制機部隊を対ISIL作戦に派遣することが決定され、16 (同28) 年10月より、監視・偵察任務を遂行している。

EUは、03 (同15) 年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して初めて平和維持

¹⁴ EU基本条約第42条第7項は、EU加盟国の領土に対する武力攻撃の場合には、他の加盟国が、国連憲章第51条に従ってあらゆる援助を与えるという相互防衛義務を定めている。

¹⁵ 同時多発テロ後の15 (平成27) 年11月17日、フランスのル・ドリアン国防相 (当時) はEU外務理事会において、いわゆる相互援助条項の適用を求め、全会一致で合意した。同条項の適用を受け、フランスは他のEU加盟国に対し、①イラク及びシリアでの対ISIL作戦への貢献、②マリや中央アフリカなどでフランスが行っている対テロ作戦への貢献によるフランスの軍事的な負担軽減を求めた。ただし、英国及びドイツを除けば、協力内容は比較的小規模なものにとどまっている。

¹⁶ コソボでは1996 (平成8) 年以降、コソボ国際安全保障部隊の枠組みで任務を行っており、現在はコソボ治安部隊への助言、訓練、能力構築支援などを実施している。また、ソマリアでは、AUソマリアミッションへの支援として輸送業務や作戦師団への専門要員の派遣などを実施している。

活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンゴ民主共和国、チャド、マリ、中央アフリカに部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動¹⁷に積極的に取り組んでいる。例えば、14（同26）年1月、情勢の混乱が継続していた中央アフリカに対して、治安維持部隊の派遣を決定し、同年4月に活動を開始したが、15（同27）年3月には任務を終了し、同月、中央アフリカの治安部門改革準備を支援するEU軍事

助言ミッション（EUMAM）European Union's Military Advisory Missionを開始した。16（同28）年7月以降はEU訓練ミッション（EUTM）European Union's Training Missionに引き継がれ、引き続き中央アフリカ軍の近代化などに向けた訓練を行っている。また、EUは、08（同20）年12月から初の海上任務となるソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っている¹⁸。

3 欧州各国の安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

こうした中、ISILの台頭をはじめとする中東の不安定化や、ウクライナ危機、サイバー攻撃による脅威などを受け、15（平成27）年11月、キャメロン政権は「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直しNSS・SDSR2015」National Security Strategy and Common Security and Defence Policyを発表した。「NSS・SDSR2015」は国家・非国家主体の双方からの脅威に英国は直面しているという認識のもと、テロや過激主義、国家主体の脅威の再来、サイバー脅威を含む技術的発展、及びルールに基づく国際秩序の浸食の4点を今後10年間英国が取り組むべき課題と位置付けた。前回の「SDSR2010」では、国防費削減圧力を受けて兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを行った¹⁹が、「NSS・SDSR2015」においては、国防費の削減に歯止めをかけ、拡大した脅威全般に対処可能な戦力の整

備のため、明確に国防力増強を打ち出している²⁰。また、英国は国際社会における主要プレーヤーであり続けることを全面に打ち出し、国際テロ、サイバーセキュリティなどへの対応を念頭に、即応性・機動性の高い装備調達、部隊編成などを推進するとした²¹。

英国は、14（同26）年9月以降、イラクにおいてISILに対する空爆を行っているほか、無人機によるISR活動、地上戦を担うイラク治安部隊やクルディスタン地域政府の軍事組織であるペシュメルガなどに対する教育・訓練、難民に対する人道支援などを行っている。また、パリ同時多発テロを受けて、英国は15（同27）年12月に空爆の範囲を従来のイラクからシリアにまで広げることとし、議会承認の翌日からシリアにおける空爆を実施している²²。

アジア太平洋地域については、「NSS・SDSR2015」の中で、英国にとって重要な経済的機会を提供し、かつルールに基づく国際秩序の将来における一体性・信頼性に大きな影響を与える地域であるとの認識を示し、日本をはじめとする安全保障上のパートナーとの協力を重視する姿勢

17 ペーターズベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。

18 EUは、この地域における海賊対処のため、「アタランタ作戦」に加え、「ソマリアEU訓練ミッション」、「ソマリアEU海上安全保障能力構築ミッション」も実施しており、包括的アプローチのもと、海賊対処だけでなく、沿岸警察分野や司法分野の能力の構築・強化などにも取り組んでいる。

19 国防費については、2014年度までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとし、人員については、15（平成27）年までに海軍5,000人、陸軍7,000人、空軍5,000人の兵力削減のほか、主力戦車の40%削減などが決定された。その後、13（同25）年7月に公表された陸軍改編計画「Army 2020」においては、20（同32）年までに陸軍の現役兵員数を10万2,000人から8万2,000人に削減、一方、18（同30）年までに予備役兵員数を1万5,000人から3万人に増加するとしていた。

20 NSS・SDSR2015では、陸軍の人員規模を維持し、海・空軍は合わせて700人増員としたほか、空母2隻の建造や海上哨戒機9隻の新規導入、戦略原潜4隻体制維持も決定した。また、安定した経済を背景に、NATO目標である国防費対GDP比2%を維持継続し、今後さらに国防費、特に装備調達費を増額するとしている。

21 2個タイフーン航空隊を追加し、新たな空母から運用可能なF-35飛行隊を新編、最大5,000人規模の2個攻撃旅団を新編、25（平成37）年までに約5万人からなる遠征軍部隊を海外展開できるよう体制整備するとしている。

22 17（平成29）年2月時点で、英国は1,350人以上の人員、トルネード戦闘機8機、タイフーン戦闘機6機などを動員している。

を示している。特に、日本については、アジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと位置づけている。こうした考えのもと、同地域においてはフィリピンへの災害支援である「オペレーション・パトウィン」の実施や多国間共同訓練「リムパック」に参加しているほか、日本との親善訓練を行っている²³。

英国は17(同29)年3月に、EUに対し、離脱の意思を正式に通知した。英国は引き続きNATOの加盟国であるが、英国のEU離脱によりEUの軍事力は四分の一程度削減されるとの指摘もあることから、今後のEUの安全保障分野における取組やEUとNATOとの関係も含め各種動向が注目される。また、同年6月には下院議会総選挙が実施され、メイ首相率いる与党・保守党が議席を減らして過半数を割り込んだことによる、同国の安全保障政策への影響が注目される。

② フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制及び能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

13(同25)年4月に5年ぶりに発表した「国防白書」は、フランスは国土に対する直接的かつ明白な通常戦力による軍事的脅威に直面していないが、国際テロ、サイバーによる脅威、組織犯罪、大量破壊兵器拡散などのグローバル化にともなう脅威の多様化が進んでいるとしている。また、前回に引き続き、①情報、②核抑止、③防護、④予防、

⑤展開²⁴を国家安全保障戦略の5本柱とし、これらの機能を組み合わせながら、今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとしている。対外関係に関しては、NATOの機能を、①加盟国の集団防衛の確保、②大西洋間の戦略的パートナーシップの重要な手段、③脅威や危機への対処時の軍事行動の共通枠組みと位置づける一方、EUについては、防衛・安全保障能力強化における自らの主導的役割を明記したうえで、CSDPを現実的に進展させるとしている。15(同27)年5月には、国防白書で示された国家安全保障戦略を具現化するための実施計画として、「2014-19年軍事計画法」を更新した「2015-19年軍事計画法」が議会で成立し、装備関連予算の増大、防衛産業能力の保持などが定められた²⁵。

フランスは、14(同26)年9月以降はイラクにおいて、15(同27)年9月以降はシリアにおいてもISILに対する空爆を行っている²⁶。同年11月にパリ同時多発テロが発生すると、国内においては緊急事態宣言を発出し、国内治安要員としての軍人1万人を展開、軍の人員削減中止などを決定した。国外においては、シリアにおける対ISIL空爆を強化するとともに、空母「シャルル・ドゴール」を含む機動部隊を地中海に展開した。また、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、難民に対する人道支援なども引き続き行っている。

アジア太平洋地域に海外領土を持つフランスは、国防白書において、同地域は世界的成長の主要なアクターであるが、同時に緊張度が高く紛争の多い地域であるとの認識を示している。15(同27)年10月には同地域でのプレゼンスを示すためにフロリアル級フリゲート「ヴァンデミエール」がわが国に寄港し、海自と親善訓練を行ったほ

²³ 16(平成28)年10月から11月にかけて、タイフーン戦闘機が来日し、日英共同訓練を実施した。英国の海洋安全保障戦略については1部3章3節4項参照。

²⁴ フランスは13(平成25)年4月に発表した「国防白書」において、①欧州周辺地域、②地中海地域、③アフリカの一部(サヘル地域から赤道地域まで)④海岸地域及び⑤インド洋を優先地域と定め、その地域における単独又は多国籍での作戦能力を維持するとしている。アフリカのサヘル地域については、チャドの首都ンジャメナに司令部を置き、特に大規模な軍事作戦「バルカン作戦」を仏軍単独で展開している。

²⁵ 「2014～2019年軍事計画法」では、15(平成27)年から19(同31)年の間に2万5,800人の削減が予定されていた。しかし、15(同27)年1月に起こったシャルリー・エブド社に対するテロを経て、オランド大統領は同月、国防会議を開催し、そのうち7,500人の削減中止を決定し、同年5月、①国内に軍人7,000人を長期展開、②2016～19年予算で総額38億ユーロ増額、③予備役の増員及び活動日数の増大などを主な内容とする「2015～19年軍事計画法案」を閣議決定した。同計画法では、総兵力の削減数を7,000人まで縮小することとしていたが、15(同27)年11月のパリ同時多発テロを受け、人員削減は中止となった。

²⁶ 17(平成29)年2月時点で、フランスは人員1,200人、ラファール戦闘機12機、フリゲート1隻などを動員している。

か、フランスは、多国間演習「南十字星」や「赤道」などを積極的に主催している^{27, 28}。16（同28）年6月に国防省が発表した「フランスとアジア太平洋地域の安全保障」においては、国際テロ、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、南シナ海における現状変更の試みなどを脅威とし、仏はインド太平洋地域へのリバランスを開始したとしている。また、引き続き、防衛協力等を通してアジア太平洋諸国との強固なパートナーシップ関係を構築していくとの方針が示されている²⁹。

なお、17（同29）年4月及び5月に大統領選挙が実施され、マクロン前経済相が大統領に就任した。また、同年6月には国民議会選挙が実施されマクロン大統領が率いる「共和国前進」が大勝し、議会での安定多数が確保された。今後の安全保障分野における政策に与える影響が注目される。

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。しかし、安全保障環境の悪化を受け、16（同28）年5月には方針を転換し、兵力を23（同35）年までに約7,000人増員することを発表した³⁰。

16（同28）年7月に、約10年ぶりに発表された国防白書では、ドイツの置かれている安全保障環境は一層複雑化、不安定化し、徐々に不確実性

が高まっているとし、国際テロリズム、サイバー攻撃、国家間紛争、移民・難民の流入などを具体的脅威として挙げている。そして、多国間協調及び政府横断的なアプローチを引き続き重視するとともに、ルールに基づく国際秩序の実現に努めるとした。さらに、軍の人員数については、冷戦後に上限を定めるとともに、継続的に減少傾向にあったが、今後は上限を定めない方針に転換するとともに、定期的に人員計画の見直しを行い、人員数を柔軟に増減させるとしている。

ドイツは従来、イラクにおいて、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、装備品や弾薬の提供、人道支援のための資金援助を行うほか、ドイツ国内においてクルド人兵士の訓練を行っていた。15（同27）年11月のパリ同時多発テロを受けて、同年12月に対ISIL軍事作戦を実施中の有志連合軍への後方支援計画を閣議決定し、偵察や空中給油などの後方支援任務に限定されるものの、対ISIL軍事作戦への関与を拡大した³¹。

アジア太平洋地域については、人口も多く経済的にも重要な位置を占め、国際政治において中心的な役割を果たしている一方で、世界の貧困人口の3分の2が同地域に居住するなどの問題も抱えているとの認識を示している。同地域への軍事的関与は災害派遣や親善訪問にとどまり、共同訓練などは行っていない。

なお、17（同29）年9月には連邦議会選挙が実施される予定であり、同国の安全保障政策への影響が注目される。

27 フランスの海洋安全保障戦略については、3章3節5項参照

28 ル・ドリアン国防相（当時）は、16（平成28）年6月のシャングリラ会合において、「アジアの海洋において、できる限り恒常的かつ目に見える形でプレゼンスを確保すべく、欧州の海軍を連携させることができると考えており、近く私はこの提案を欧州のカウンターパートに説明するつもりである。」と発言し、アジア太平洋地域の更なるコミットメントの姿勢を示している。

29 フランスは、IIS アジア安全保障会議（シャングリラ会合）やインド洋海軍シンポジウム、南太平洋防衛相会談などに積極的に参加してきた。また、例えば、インドとは戦略的パートナーシップを構築しており、陸海空それぞれにおける共同演習の実施や装備協力などを行っている。また、マレーシアとは緊密な政治対話やマレーシア軍潜水艦部隊の能力構築支援などの協力を進めている。

30 ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10（平成22）年までに25万人体制へと削減し、さらに、16（同28）年には17.7万人まで削減していた。しかし、1994（同6）年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組みのもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの国際任務への連邦軍の派遣を徐々に拡大してきた。

31 16（平成28）年1月初頭～12月末までの12ヶ月間、①フリゲート「アウグスブルク」を派遣し、仏空母「シャルル・ドゴール」を護衛、②トルネード戦闘機（最大6機）及び空中給油機をトルコのインジリク空軍基地に展開、③偵察衛星による情報収集及び関係国への情報提供を行うために、シリアのISIL活動地域及びその上空並びに東地中海・ペルシャ湾・紅海に最大1,200人を展開することを閣議決定した。同年10月には、派遣期間を17（同29）年末までとする閣議決定がなされた。さらに、本決定により、NATOのAWACS（早期警戒管制機）部隊への派遣も任務に追加された。また、マリでの国連PKO（MINUSMA：United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali）要員やイラクでの訓練要員を拡大することでフランスの実質的負担軽減を図っている。